

# 平成24年塩尻市議会6月定例会

## 福祉教育委員会会議録

○日時 平成24年6月13日(水) 午前10時00分

○場所 第一委員会室

### ○審査事項

議案第3号 塩尻市精神障害者授産施設条例の一部を改正する条例

議案第4号 塩尻市児童館条例の一部を改正する条例

議案第11号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

議案第5号 教育委員会委員の任命について

議案第7号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第12号 広陵中学校大規模改修工事請負契約の締結について

議案第10号 平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出2款総務費1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費

請願平成24年3月第1号 スケートボード練習場の設置を求める請願

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願

### ○出席委員

|     |         |      |          |
|-----|---------|------|----------|
| 委員長 | 山口 恵子 君 | 副委員長 | 宮田 伸子 君  |
| 委員  | 永田 公由 君 | 委員   | 金子 勝寿 君  |
| 委員  | 森川 雄三 君 | 委員   | 中原 巳年男 君 |
| 委員  | 鈴木 明子 君 |      |          |

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

### ○議会事務局職員

|       |         |        |         |
|-------|---------|--------|---------|
| 事務局次長 | 宮本 京子 君 | 議事調査係長 | 上村 英文 君 |
|-------|---------|--------|---------|

午前9時58分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。定刻より早いんですが、皆さんおそろいですので、ただいまから6月定例会福祉教育委員会を開催いたします。どうぞ、よろしくお願いします。本日の委員会は全員出席して

おります。審査に入る前に理事者からあいさつがありましたら、お願いいたします。

---

#### 理事者あいさつ

○副市長 おはようございます。お忙しい中を委員会を開催をいただきまして、大変ありがとうございます。本日、条例の一部改正ほか、御提案を申し上げます。どうぞよろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりでございます。日程につきましては、副委員長のほうから申し上げますので、お願いします。

○副委員長 皆さん、おはようございます。本日は、委員会終了後に視察を予定しております。行き先は、よしだ保育園、サンサン保育園、重要文化財の小野家を予定しております。出発する時間につきましては、調整がつかましたら御連絡をいたします。よろしくお願い申し上げます。

○委員長 それでは、ここで、職員の異動がありましたので、異動のありました職員のほうから自己紹介をお願いしたいと思います。

#### [ 職員自己紹介 ]

○委員長 以上ですか。ありがとうございました。

それでは、ただいまから議案の審査を行います。なお、審査には議案に係る職員のみ出席といたしますので、随時、退室してください。また、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

---

#### 議案第3号 塩尻市精神障害者授産施設条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第3号塩尻市精神障害者授産施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案第3号の説明をさせていただきます。議案関係資料の6ページになりますけれども、お願いいたします。提案理由ですけれども、障害者自立支援法の一部が平成22年12月10日付で改正されたことなどに伴い、必要な改正をお願いするものです。

その概要につきましては、塩尻市精神障害者授産施設が平成24年4月1日から、障害者自立支援法に規定する就労移行支援事業及び就労継続事業を行う施設に移行したこと、また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第2項に規定します、授産施設の名称が削除されたため、条例の題名、施設の利用者等を改めるものです。

議案関係資料の7ページから9ページの新旧対照表をごらんください。まず、条例の題名ですけれども、塩尻市障害者就労支援施設条例に改め、第1条のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条第2項及び、を削除し、第1条から第8条までの授産施設を就労支援施設に、利用者の精神障害者を障害者に改めるもので、公布の日から施行するものです。よろしくお願い申し上げます。

○委員長 ただいま説明がありましたので質疑を行います。委員の皆様より御質問ありますか。

○永田公由委員 いわゆるこれ、具体的に言うと、今までは精神障害者の施設だったんだけど、この条例改

正では、障害者全体がここで就労支援を受けられると、ということ。

○福祉課長 自立支援法そのものが、障害の区分をなくすべての障害者に対してというものになっているものですから、精神障害者を障害者に改めるものです。

○永田公由委員 じゃあ、内容は今までと変わらないということなの。精神障害者の施設と、こういう理解でいい。

○福祉課長 係長から答弁します。

○障害福祉係長 対象者につきましては、自立支援法では障害者全般を申しますが、主たる障害ということで、精神障害を主たる障害としてもいいということになっております。そのほかに、ほかの障害の方が通所をしたいというふうに御希望になった場合は受け入れるということを、事業所では対応することになっておりますので、基本的には精神の方がそのまま利用を継続することができるんですが、ほかの障害の方も利用できる施設になります。

○委員長 ほかにございますか。ないようですので、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、それでは採決を行います。議案第3号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第4号 塩尻市児童館条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第4号塩尻市児童館条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 議案第4号をお願いいたします。説明は議案関係資料10ページからお願いいたします。塩尻市児童館条例の一部を改正する条例でございます。現在、片丘地区に児童館がございまして、現在は市の片丘支所の北側にございます。A塩尻市の倉庫をお借りして児童クラブを実施しております。このたび、片丘小学校の空き教室を利用して片丘児童館を設置することに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

概要でございますが、片丘児童館の名称及び位置を定めるものでございまして、3の条例の新旧対照表につきましては11ページ、12ページをごらんください。左側の改正案のほうで御説明を申し上げますが、第2条の名称及び位置でございます。こちらに表で名称と位置を定めておりますが、下の一番下に塩尻市立片丘児童館、それから塩尻市大字片丘5071番地、名称と位置を加えるものでございます。第3条の休館日及び利用時間につきましては、12ページのほうになりますけれども、下に塩尻市片丘児童館を加えるという改正でございます。

10ページにお戻りいただきまして、4番の条例の施行等についてでございます。公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するもの、ということでございまして、現在まだ児童館の建設がされておきませんので、その建設の改修工事が終わり次第ですね、開館の日程等が決まったところで、別に規則によりまして公布の日を定めてまいりたいということでございます。

なお、参考までに、こちらのほうに片丘児童館の概要を載せてございますが、面積につきましては219.12平方メートル、現在の施設が122平方メートルでございますので、100平方メートルちょっと大きくなる

かと思います。それから、主要施設といたしましては、クラブ室でございます集会室、遊戯室、図書室、そのほかには事務室、着替え室、トイレ等でございます。私からは以上です。よろしくお願いします。

○**委員長** それでは、説明を受けましたので質疑を行います。委員の皆様より御質問ありましたらお願いします。

○**中原巳年男委員** 改修工事が夏休み中ということだったと思うんですが、その期間で間に合うという状況なのかどうかは。

○**教育総務課長** 建築のほうは教育総務課で担当しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。工事につきましては、入札を、あしたに予定しております。工期は8月31日までということでございまして、工事の内容につきましては、小学校の夏休みの終了前に竣工をさせたいというふうに思っております。ちなみに、夏休み期間につきましては、7月27日から8月20日まで、この間に終了させていきたいというふうを考えております。

○**委員長** はい、よろしいですか。ほかにはございますか。

○**金子勝寿委員** いわゆる学校の空き教室を利用した児童館はこれが初めてになるんですかね。今後そういう予定等、4カ所そんな方針を出しているようですが、片丘児童館に次ぐ、いわゆる小学校の児童数の減少による空き教室の有効利用等含めた計画をちょっと少しあれば、お話をいただければと思います。

○**こども課長** 平成22年の3月に策定しております児童福祉施設計画という計画がございまして、そちらのほうでは塩尻東児童館、こちらは塩尻東小学校になりますけれども、平成26年の予定というふうになっておりますし、あとは、宗賀のほうですね、宗賀児童館も宗賀小学校の空き教室を利用してということで、こちらについてはまだ年次については計画が入っておりませんけれども、その2つにつきましては具体的に考えております。以上です。

○**金子勝寿委員** いわゆる児童館になると、30人くらいの子供さんたちが勉強しているところに、それ以上の数が入ったりとか、空き教室2つつなげるといろいろやり方はあると思うんですが、その辺、いわゆる、例えば別建ての児童館等を学校の中に入れる場合に、配慮したりする点、今回の工事の中でもあったというふうに思うんですが、その辺少し具体的にあれば、説明を。

じゃあ、ちょっと視点を変えてもう少し。基準等、あるんですか、国の。いわゆる児童館等の。学校の中に入れることによって、いわゆる外で、別建てで設置するのと、学校の中に入れる場合と、いわゆる基準上の課題は特に問題ないのか、もしくは、配慮する点で、今回は何かこういう点を配慮したというのがあれば、説明いただきたいと思いますが。

○**こども教育部長** 児童館についてですけれども、児童館の基準としては、設置室では、設置する部屋の種類が定められておりまして、図書室、遊戯室、児童クラブ室等の施設が設置を義務づけられているということです。御質問の学校の中に入れた場合、いわゆる空き教室使える範囲の面積がですね、限られますので、その中へ基本的には、今申し上げた部屋をですね、設置していくという考え方でおります。したがって、今回の片丘の場合は、一応基準どりの部屋が設置できる予定でございまして、今お話の人数の部分からですね、狭隘度についてはですね、時々児童の数によって心配される部分はありますけれども、一応現在のところ、開設しているクラブからですね、想定する人数では、十分な広さになるというふうに考えています。

○**委員長** よろしいですか。

○**森川雄三委員** 現在設置されている児童館の数は、いわゆる地域によっては児童館として設置をされていない場所があるんだけど。需要と供給というか、人数の加減もあると思うんですが、クラブと児童館、市としては、そういう小さな地域へでも児童館を設置するというようなお考えは、今後においてあるのか。その点はいかがでしょうか。

○**こども教育部長** 御指摘のとおり檜川はですね、現在児童クラブって言いますか、放課後児童教室を以前の保健センターで開設しております。基本的にはですね、小学校区単位に児童館を設置していきたいというのが全体の方向性でございまして、したがって、檜川地区につきましても、児童館を将来的には整備したいというふうな考えです。ただ、施設の、御案内のとおり、空いている施設があるものですから、地区全体の施設計画、いわゆる空いている施設の取り扱いとかですね、活用方法含めて研究する中で、どこに設置していくかということの方角づけたいという、今、予定にしております、ちょっとその部分でまだ全体の計画が定まってきておりませんので、それが方向がつけられましたら速やかに整備をしていきたいというふうに考えております。

○**森川雄三委員** その児童クラブはね、施設があるからそこで今やってるんだけど、それ自体を児童館として名称変更とか、そういうことはできないのか。それには何か、人員の配置の問題とか、そういうことがあるからということですか。

○**こども教育部長** 現在の施設につきましては、児童館に転用できれば一番ありがたいと私もは思っています。と言いますのは、遊戯室に使える面積も広いものがございまして、そのほかの部屋も幾つもございまして。それから考えて、また立地も学校の隣接地でございまして、場所としては一番いいというふうなことでございまして。いわゆる全体の計画の中で、どんなふうな用途で使うのがですね、一番活用につながるのかというあたりがございまして、そういったところを検討していただきたい。そんな傾向です。

○**中原巳年男委員** 空き教室を利用している児童館を何カ所か、県内、県外見て来たんですけども、一たん学校を出て児童館へ入るという中で、例えばトイレ、それから体育館、グラウンド、その辺のところはそれぞれの児童館で学校との約束事項というか、そういうのが全然違うんですね。それで、児童館へは直接校舎からは入れないけど、校舎から児童館へは入れないけど、児童館から校舎のほうへ入ってトイレを使えるようにしているという児童館と、まるっきり外から入ってトイレだけ使って校舎には入らないというやり方とか、それから、体育館も一部分を使っていいというところとか、いろいろあるんですけども、やっぱりこれから学校の、小学校の空き教室を利用していく時に、利便性のいい方法っていうのを考えながら児童館の計画を立ててほしいなと。やっぱり行ってみると、非常に使い勝手の悪い空き教室を利用している児童館と、有効に使われているなどというのがありますので、その辺も今後、あと2校ですか、そんな予定があるようでしたら、そういうことも検討しながらお願いします。要望として。

○**委員長** ほかにございますか。

○**金子勝寿委員** これ、いわゆる出入口は、今の小学校の昇降口じゃなく、別につくるということですが、一たん昇降口を子供たちは出て、外履きをはいて、それでまた児童館の入口から入るみたいな形で使用するということでもいいですかね。

○**こども課長** そういうことになります。

○**金子勝寿委員** よくあるんですけど、いわゆる防犯上の観点から、違う出入口が1つふえるというかね、児童

館ができると、その辺どんな管理をなさるのか。いわゆる犯罪者等が来た場合とかに備えてですね、児童館を新設した場合のその辺の工事上の観点というのがあれば、お聞きしたい。

○ **こども課長** 職員が常に2人、あるいは3人というふうにありますけれども、その受付といいますか、玄関のすぐ入口のところに事務室があるものですから、そちらのほうで施錠等の確認等をして管理をしていくということで、現在考えております。

○ **金子勝寿委員** あと1点。児童館、洗馬は今、指定管理を社協のほうにお願いをされていて、そのほかは直営ですかね、という形で行っているんですが、今後、この辺、指定管理と直営と併存する形ですが、どんな形のいわゆる運営を主として考えているのか、今答えられる範囲で結構ですが。もし課長さんで難しかったら、理事者なり部長さんなり。

○ **こども教育部長** 今お話のように、洗馬だけ指定管理でですね、運営させていただいています。運営状況としては特に支障がなくですね、きちんと運営されておりますので、今後は、その状況、あるいは市とコスト比較とかですね、いろいろ検討を重ねて方向づけをしていきたいというふうに考えています。

○ **金子勝寿委員** 洗馬の指定管理上のいわゆる指定管理料と、市で直営でやってる場合の、今、コスト比較っていうのがあったんですが、コスト比較を必ずなさっているわけですかね。モニタリングをして、5年ごと出すと思うんですけど、指定管理に。その際に、市の直営でやった場合と、社協さんをお願いする指定管理料との比較、いわゆる人件費だとか、光熱費は別としても、その辺の単価の計算は必ず比較して指定管理に出しているのかどうなのか。

○ **こども教育部長** 指定管理委託料自体はですね、コスト計算、いわゆる人件費が主になりますけれども、それを中心に積み上げたもので委託をしております。今お話の評価はですね、複合施設だものですから、福祉事業部のほうと一緒にさせていただいて、その中で得られた結論として、きちっと運営されているというのは、先ほど申し上げた内容になっています。ですので、そういうところでは、児童の数もですね、多少前後したりしますものですから、そういうことを含めて管理体制をどんなふうに考えていくか、そこから、今回、管理方法を考えた時には検討が必要だろうとなというふうに考えています。

○ **委員長** それでは、ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○ **委員長** ないようですので、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ **委員長** ないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ **委員長** 異議なしと認め、議案第4号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第11号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

○ **委員長** 次に、議案第11号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○ **福祉課長** では、追加議案ということで第11号を提案させていただきました。塩尻市福祉医療費給付金条例

の一部を改正する条例ということで、追加資料の関係資料 1 ページをお開きください。提案理由は、平成 22 年法律第 6 号で所得税法の一部が改正されたことに伴い、平成 23 年分の所得税から適用される改正があるため、必要な改正をお願いするものです。

その概要は、平成 22 年法律第 6 号所得税法等の一部を改正する法律により、所得税法第 84 条の規定による扶養控除の額が見直しされたため、身体障害者手帳交付者で 4 級所持者の扶養控除の額を計算する場合に、改正前の所得税法の規定に基づき計算することで、扶養控除の見直しによる影響を受けないようにするものです。

議案関係資料 2 ページの新旧対照表のとおり、第 4 条第 1 号アの中で、前年分の所得税が課せられていないものをアンダーラインの部分のとおり改正し、平成 24 年 8 月 1 日から施行するものです。経過措置につきましては、施行の日より後、8 月 1 日以後に行われる療養の給付等に関係するもので、施行の前に行われた療養の給付等については、今までどおりであるとするものであります。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありましたらお出しください。

○永田公由委員 これ単純に言って、この改正で増税になるのか減税になるのか。

○障害福祉係長 この改正によって影響を受ける方につきましては、現在塩尻市の中でお一人いらっしゃいます。その方については年少扶養控除、あるいは 16 歳から 19 歳までの特定扶養控除の対象としている部分をお持ちの方なんです、その方につきましては、現在はお年寄りの扶養をしているために、この規定によって影響を受けることはないんですが、お年寄りの扶養が取れてしまった場合には影響を受けるということで、給付時に所得制限が設けられていますので、控除が減ることによって所得制限を超えてしまうという状況が出てきます。

○鈴木明子委員 ということは、やっぱり 4 級っていうのにポイントがあるってことなんですね。4 級の方がこれに該当してる。ここだけが何でだろうと思ったんですけども、給付の所得制限の関係があって、このことが 4 級の方にだけ問題になってくるという、そういうことでいいですか。

○福祉課長 はい、そのとおりです。4 級の者については、この条例で資格の範囲の中で控除の額の部分が定められておりますけれども、それ以外の者につきましては、附則のほうでうたわれておりまして、国の特別障害者手当の支給に関する省令に準拠した計算方法としておりまして、所得税法の一部改正による影響が出ないように改正されておりますので、ここでは 4 級に該当する者だけを改正させていただきます。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、採決を行います。議案第 11 号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 なしと認め、議案第 11 号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第 5 号 教育委員会委員の任命について

○委員長 それでは、議案第 5 号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。

○**教育総務課長** それでは、議案第5号についてお願いいたします。議案関係資料によって説明をさせていただきたいというふうに思いますので13ページをお願いいたします。教育委員会委員の任命についてでございますが、提案理由でございます。教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いをするものでございます。

概要でございますが、現在5人いる委員のうち御子柴英文氏が、平成24年6月26日に任期満了となることに伴いまして、山田富康氏を適任者と認め、任命しようとするものでございます。任期につきましては4年と定められておりまして、平成24年の6月27日から平成28年の6月26日となっております。

山田氏の略歴につきましては14ページのとおりでありますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。現在、塩尻市教育センターの教育相談員としてお務めいただいているところでございます。以上よろしくお願いたします。

○**委員長** それでは、説明を受けましたので質疑を行います。委員の皆様より御質問ありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、採決を行います。第5号につきましては、議会の同意を求めるものということでありますので、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第5号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

### 議案第7号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○**委員長** 次に、議案第7号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

○**男女共同参画・人権課長** それでは、議案第7号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。議案関係資料17ページをごらんください。提案理由としましては、人権擁護委員の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員につきましては、法務大臣が委嘱することとなっております。

概要につきましては、委員、現在の委員ですね、10名のうち熊井澄夫氏、藤松淑子氏、宮崎小里氏の3名が平成24年9月30日に任期満了となることに伴いまして、次の3氏を適任と認め推薦するものでございます。藤松淑子氏につきましては再任、宮崎小里氏につきましても再任、近藤君夫氏につきましては新任ということで、3名を推薦させていただきます。任期につきましては、平成24年10月1日より3年間ということになっております。

3名の略歴につきましては、別紙18から20ページのとおりでございます。説明は、以上となります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありましたらお願いします。

○**副委員長** 再任の方は何期目になるかということと、それからこの10人の委員のうち、再任の方と新任の方の割合を教えてくださいませんか。何人再任の方がいらっしゃるか。

○**男女共同参画・人権課長** 今回の3名の中で藤松氏が5期目となります。宮崎氏が2期目ということになります。

す。ほかのということでございますが、今年度から委員になったという、今回が最初のものでございますが、現在の委員でまず1期目の方が、ほかに1期目の方が2名、そのほかにつきましては、3期目の方が、3期やってらっしゃる方が3名ですね、2期の方が、あと2名ということでございます。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○永田公由委員 これは、あれかね、地区のバランスをとってこう選任してる。

○男女共同参画・人権課長 委員10名ということで、各地区から1名ずつ推薦していただいて、地区から御推薦いただきまして選任させていただいております。

○永田公由委員 この人権擁護委員がかかわった事案というのはありますか、最近。

○男女共同参画・人権課長 それぞれ相談日、特設相談日等設けまして、市の会場、塩尻の場合は、総合文化センターと榑川支所で年数回相談をやっております。昨年度はその中で、必ずしも市内の方というわけではないけれど7名の方が相談に見えられたということです。また松本にあります法務局の松本支部、こちらのほうには常時相談を受けているということでやっております。この中で人権事案になるかっていうのはちょっと私のほうでは把握はしておりませんけど。

○森川雄三委員 相談日を設けた日じゃないと、いわゆるそういう申し込みというか、そういうことができないのか、普段の日でもね、例えばどこが窓口になってそれを受けておられるのか、その点はいかがですか。

○男女共同参画・人権課長 特設相談日の場合は、こちらの日にちを決めましてですね、相談、それぞれの地区で相談しやすいようにということで設けてあるわけで、そのほかに、常時は、今言いました松本の法務局のほうで常時受けておりますし、また個人的に、10名の擁護委員の皆様も個人的に受けられている場合もあるということです。

○森川雄三委員 法務局つきりないってこと。市には受付窓口ってのはないわけ。

○男女共同参画・人権課長 当然私どもの課のほうでも受けまして、それぞれの専門性のあるところへ、それぞれお話を聞いた中で相談機関を御紹介しているというのが通常の。

○森川雄三委員 さっき相談日に7人ばかりというようなお話だがね、年間で大体どのくらいの方が相談においでになられます。

○男女共同参画・人権課長 昨年度の場合7名ということで、通常20名前後で毎年来てるというふうに、今までの中では承知しておりますけども。

○委員長 よろしいですかね。

○副委員長 人権擁護委員の設置の人数とか、規定とかはありますか。市の人口の規模によってとか、各地区にばらさなければいけないというような。

○男女共同参画・人権課長 特に規定はないようです。法務局単位で、この場合は松本支局ということで、松本市、安曇野市、塩尻市ですかね、それからあと中信の郡部のということで、支局の中で人数等は割り振られているということで、塩尻の場合は10名ということで設定させていただいております。

○委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、採決を行います。議案第7号につきましては、議会に意見を求めるとしていますので、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第12号 広陵中学校大規模改修工事請負契約の締結について

○委員長 次、議案第12号広陵中学校大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第12号追加議案関係資料をごらんいただきたいと思います。3ページをお願いいたします。広陵中学校大規模改修工事請負契約の締結について、お願いをいたします。提案理由でございますが、広陵中学校大規模改修工事にかかわる請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の概要でございますが、広陵中学校大規模改修工事につきましては、平成24年6月6日、参加業者5特定建設工事共同企業体による一般競争入札を執行いたしました。入札の結果、2億4,780万円で松本土建、清沢土建特定建設工事共同企業体に落札したものでございます。期限につきましては、平成25年の1月18日までとしております。

3番の工事の概要でございますが、改修につきましては、校舎棟と屋内運動場の内装、外装等の改修をしてまいります。延べ面積が7,398平方メートル、また増築でございますけれども、校舎棟2教室分の増設工事ということで、職員室の増設も含めまして213平方メートルとなっております。

4、5ページをごらんいただきますと、1階から3階までの平面図がございます。黒く塗りつぶしてあるところにつきまして、今回改修工事を行ってまいりますものでございます。なお、増築する教室につきましては2階の部分、恐れ入ります、1階の部分と2階の部分でございますけれども、屋内運動場に隣接しております教室の続き、ここに重量鉄骨づくりの教室を増設してまいりたいということでございます。以上よろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありますか。

○永田公由委員 ちょっと何点が聞くでね。1つは予定価格に対する落札率は何のくらい、それから、この2億4,780万円の財源の内訳、それと、この増築される2教室の耐震についてどうなっているか、その3点について。

○教育総務課長 落札率につきましては99.08%でございます。財源につきましては、今回この工事も含めて監理委託料等、300万円等ございますけれども、合計で2億7,000万円余の繰越をさせていただきました。そのうち国庫補助金、それから起債等にかかわる特定財源につきましては1億8,000万円余。したがって、一般財源につきましては9,300万円余という内容になってございます。それから教室の耐震につきましては既に、これは平成元年度建設でございまして、耐震診断を終えて基準値以下という判定をいただい

るところでございます。

○永田公由委員 新しい教室は、今度建てる教室、増築する教室の耐震はどうなっているかということ。

○教育総務課長 担当係長に。

○教育施設係長 新しい建物につきましては、現在の基準に照らしまして、学校施設といたしまして耐震評価してございます。通常の耐震化率ということで0.72ということでみております。

○永田公由委員 それとね、いわゆる松本土建については、例の渋沢団地の、この間本会議で問題になった工事監査でもって指摘されたJVのを含んでいるんだよね。松本土建と米窪組のJVのところ、工事監査でひっかって相当厳しくやられたという話なんですけど、これまた今度、松本土建受けるんだけど、今度は基礎だとかそういう工事はなくて内装工事なんだけど、その辺については、工事業者に対してきちんと教育総務課としてね、指導を研究してもらいたいと思いますけど、いかがですか。

○教育総務課長 議会での議員からの御指摘ですとか、あるいは監査委員からの厳しい御指摘をいただいております。私どもの工事監督員を通じまして、現場監理人あるいは現場代理人これらに対し、工事の進捗あるいは施工管理、適正に行うよう徹底して指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○永田公由委員 はい、お願いします。

○委員長 ほかにございますか。なければ討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論はないようですので採決を行います。

議案第12号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

**議案第10号 平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出2款総務費1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費**

○委員長 それでは、次ですね。議案第10号平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、歳出2款総務費1項総務管理費16目市民交流等センター費、3款民生費、10款教育費につきまして、当委員会に付託された部分につきましてを議題といたします。説明を求めます。

○総務課長 議案第10号をよろしく願いいたします。別にございますので、平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)をよろしく願いいたします。11、12ページをごらんいただきたいと思います。歳出2款総務費1項総務管理費16目市民交流センター費でございます。上から2つ目でございます。補正額の財源内訳の変更ということでお願いをいたします。この165万円につきましては、コミュニティ助成事業補助金を取り消したことに伴いまして、一般財源から特定財源のその他のほうに変更するという補正でございます。以上でございます。

○福祉課長 続きまして、3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費のうち、障害者福祉事務諸経費、消耗品費ですけれども、これは障害者自立支援法等、改正に伴います啓発用のパンフレットの購入費7万5,000円です。

次の丸になりますけれども、障害者福祉事業の障害者自立支援対策特別対策事業補助金は、障害者自立支援法新法によるサービス提供事業者の収入減が見込まれることに対する運営費補助で29万6,400円と、地域移行を推進するために生活に必要な物品の購入補助ということで1万4,500円、合計の31万1,000円の補正です。

次の丸になりますけれども、障害者福祉扶助費ですけれども、障害児通園施設利用時療育支援事業助成費は、県の地域福祉総合助成金交付要綱に障害児の通園施設利用時療育支援事業、この事業の内容ですけれども、同一世帯から通園施設、または保育所等に通園等している児童が2人以上いる世帯の通園する次年長者、これに対しましては10分の5の補助、また、最年長者及び次年長者以外の通園施設に通園する児童に対して10分の10を補助することで、利用者負担を軽減することで障害児の早期療育の機会を確保し、子育て支援の充実に図ろうとする事業であります。これが新設されたことに伴いまして、本市におきましても要綱を整備いたしまして支援しようとするもので、本年4月現在、利用者が27名おりますけれども、そのうち1名が該当するため、2万8,000円を補正するものです。

2項児童福祉費3目母子福祉費、児童福祉施設費の助産施設入所措置費は、児童福祉法の第22条第1項の規定によりまして、経済的理由、生活保護者ですけれども、助産施設、この辺であります。と信州大学医学部付属病院に該当しますが、入所の申し込みがあることから、入院費、分娩介助費等、2件分、80万円をそれぞれ補正するものです。よろしくお願いします。

○**委員長** 教育費の説明もお願いします。

○**教育総務課長** それでは13、14ページ、10款教育費をお願いをいたします。教育総務費中、教育長給与費でございますけれども、人事案件にあわせて補正をお願いするものでございます。特別職の職員等の退職手当に関する条例に基づきまして、平成21年7月1日から平成24年6月26日までの任期、35カ月分の退職手当の補正でございます。

次に、教育委員会事務局諸経費、道徳教育総合支援事業交付金45万円でございますけれども、平成24年の3月の末であります。県の教育委員会を経由をいたしまして、文部科学省から平成24年度の道徳教育総合支援事業の採択の内示がございました。指定校につきましては、塩尻東小学校でございます。そのための所用の経費、補正をお願いするものでございます。交付金の内訳につきましては、講師の謝礼、教材費の需用費等が主な内容でございます。また、県からの再委託となっておりますので、この同額が、委託金として歳入に計上させていただきます。以上でございます。

○**社会教育課長** 続きまして、5項社会教育費13目塩川地区文化施設運営費、需用費、営繕修繕料の補正でございます。鹽川関所、木曾考古館運営諸経費のうち営繕修繕料9万2,000円の補正でございます。これにつきましては、連休前の4月21日夕方、通電がストップしてしまいました。この施設は、引き込み注入地下埋設として電気をとっております。その引き込み中のところにあります開閉器の不良により停電となりました。そのため、開閉器の取りかえとあわせて、開閉器が入っているボックスが相当傷んでおりますので、ボックスの取りかえを今回、補正予算で対応をお願いしたいというものでございます。

○**委員長** ただいま説明を受けましたので質疑を行います。委員より質疑ありましたらお願いします。

○**金子勝寿委員** 14ページの教育総務費、東小のその指定になった事業について、もうちょっと詳しく教えて

いただけますか。

○**教育総務課長** 東小につきましては、平成24年度の塩筑管内の教育課程研究協議会の中で道德の指定研究校になっております。したがって、この事業を活用いたしまして、学校ですとか地域の教育課題を踏まえた道德教育を実践をしていくというものでございます。事業を実施する中で、研究大会ですとか公開授業を行いまして、こういった成果を自校の道德教育に生かすほか、実践事例とし県に報告をしていくと、こういう内容になっています。

○**金子勝寿委員** 具体的にどんな道德の授業をやるんですかね。研究授業だよね、普通。

○**教育長** 実際には、内容についてはね、現在まさに検討中。平成24年度ですので、人間の生き方全般に関して学習指導要領に定められた内容に沿って、特に先行的に研究し、授業を進めていくという。内容的にはまだ把握できていませんし、多分、学校でもまさに検討中だというふうに、まだ。よろしくお願いします。

○**鈴木明子委員** 12ページの障害者福祉事業関係の補正に関してですが、新法によるサービス利用費を補うっておっしゃいましたかね、さっきの説明で。これは、サービスの利用が抑えられてしまうので、その事業者が収入が減ってしまうところを補うとか、そういうような意味なんでしょうか。

○**福祉課長** 係長のほうから答弁します。

○**障害福祉係長** 障害者自立支援対策特別対策事業補助金の補助対象となるのは、事業所を対象とします。自立支援法の報酬体系も変更になりまして、前から行われていた報酬体系と比較しまして、新しい報酬体系で前の報酬体系と比較した時に90%以下になった場合、その90%に達するまでの間の補助をするものとなります。

○**鈴木明子委員** ということは、そういうことが考えられるということ。90%以下になることも考えられる状態っていうことでしょうか。

○**障害福祉係長** 現在この事業の対象となる事業所につきましては、塩尻の方が利用している事業所は3カ所になります。入所の施設が対象となっていますけれども、事業所によっては、基本となる報酬体系のほかに、いろいろな加算という料金があるものですから、その加算を幾つ取っているかによっても事業所の収入が異なってきます。それによって、90%に満たないところもあるというものです。事業所によっては、収入が多くなっている事業所もありますし、それぞれになります。

○**鈴木明子委員** その補助金の制度っていうものは、そういう収入が減ってしまった事業所で困難を来さないよというところで設けられるんだと思うんですけども、実際にはそういう、金額的に見ると31万1,000円ですか、こういうような金額を補うことによって、まず運営上支障なくやっていけるものというふうに判断できるのでしょうか。

○**障害福祉係長** この事業の目的も、事業所の運営が、新しい報酬になっても安定して運営できるようにするためという目的を持っていますので、決められた額ではありますけれども、これだけ補助していくというものになります。

○**鈴木明子委員** これは意見ですけども、そういう状況で変わっていく中でありますので、市としても各事業所の実状について状況を把握していただいて、相談に乗りながら、利用者の人たちが困ることのないように配慮していただきたいと思います。

○**委員長** よろしいですか。ほかにございますか。

○永田公由委員 この児童施設福祉費の関係ですけれども、これはあれですか、いわゆる出産費用という解釈なんです。

○福祉課長 はい、そうです。

○永田公由委員 そうすると、生保の方で出産費用をこういう形で出すと。塩尻には出産祝い金とか出産一時金とかってというような制度があるんだけど、そういったものについてはどうなんですか。

○委員長 わかりますかね、その件に関して。

○福祉事業部長 生活保護に関しましては、国でみた国保等のものが入っていないものですから、ここで言う一時金というものは出ないということになります。

○永田公由委員 ああ、なるほど。

○委員長 よろしいですか。

○鈴木明子委員 14ページの贅川関所の営繕修繕料に関して説明があったわけですが、なかなか、あちこち老朽化しているところが多々あって、目が行き届かないところは多いのかなとは思いますが、5月といえば新年度に入って間もなくのことでもありますので、やっぱり年間通してそういった施設の老朽化した場所、箇所とか、そういうようなものについての点検が必要なのかなっていうふうに思うんですけど、この場所についても、修繕あるいは老朽化が目立つなっていうようなことの認識はあったんでしょうかね。

○社会教育課長 実は、通電引き込み線ってということで、施設の外から地下埋設で施設に入っていたということで、特にその通電のトラブルが発生していなかったものですから、そのところは気づかなかったということで、これはちょっと私たちのほうもきちっとチェックする必要があるかなという気はしております。ただ、電気の関係の設備点検をする規模の施設じゃないものですから、通常の60アンペアの契約ということで、ちょっとそこまでは行き届かなかったという点があります。今後、こういうことがありましたので、ほかの施設等も少し点検をさせていただきたいと思いますのでお願いします。

○委員長 よろしいですか。なければ討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないようですので採決を行います。

議案第10号、当委員会に付託された部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号につきましては、当委員会に付託された部分、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。ここで10分間、休憩を取ります。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

#### 請願平成24年3月第1号 スケートボード練習場の設置を求める請願について

○委員長 これより請願の審査を行います。初めに、継続審査になっております請願3月第1号を議題といたし

ます。スケートボード練習場の設置を求める請願について、これより審査をいたします。この件に関しましては、当委員会で松本市、大町市の現地視察を行いました、それらのことも含めまして、委員の皆様より御意見をいただきたいと思います。

○**森川雄三委員** 請願者の御意見も聞いたりですね、またこの間も委員会で視察にも行って来たわけでありませうけれども、確かに施設的にはそんなに大きなお金と言いますか、当然お金はかかるわけですが、何とかしてあげたいなという気持ちも半分はありますけれども、やはり気になるのが、私としては、体協さんがあれだけ一生懸命になってですね、体育館建設に向けて努力をしたにもかかわらず、市の判断としてですね、財政も含めて棚上げというか先送りになったといった場面を考えますと、やはりあわせた施設の設置というようなことも考えるべきじゃなからうかというようなことからですね、時期尚早かなというような、選択肢として、私の選択肢としてはそんな思いではありますが、いかがでしょうか。

○**鈴木明子委員** 体協さんの話が出たりしましたが、この請願について考えますと、このスケートボードというスポーツ自体がほかの場所っていうか、何かグラウンドがあればできるとかそういうものではないっていうことは視察をさせてもらってよくわかりまして、競技人口は、ここで言われている請願の文書にあるように非常に多いというふうには認識できませんけれども、ただ競技人口が少ないからといって、専用の施設がなければできないスポーツについて道を閉ざしてしまうというのはいかがかなという思いがありまして、場所の選定等さまざま問題はあろうかと思いますが、この請願については十分検討して、場所、適地がある場合にはつくっていくという方向で、この請願の趣旨を採択していくっていいところがないかというふうに思います。体協の体育館と同じようには比べられないものだっていうふうに思います。

○**金子勝寿委員** 意見ですが、おっしゃるとおり体育館とね、同じというのは十分福祉教育委員会ですから配慮しないといけない部分もあると思うんですが、いわゆる合併特例債を財源としながら2けたですね、何十億円というお金がかかる体育館と、本請願にあるようなスケートボードパークはどんなにかかっても2,000万円程度で、かつ維持費は非常にゼロに近いという形は視察でござんになったとおりです。そこは少し分けて議論をしていただいて、鈴木委員の御意見に私も賛同ですが、そういった趣旨は大切にしていこうという形での委員会としての方向性というのを出してあげたら、若い世代がここまで委員会に来て請願の説明をし、お願いをしていったという事実も大切にしながら、一つ、議会として体協の皆さんの意見を大切にしながら、さらにそのほかの皆さんの意見を拾える議会であってほしいなというふうに思います。

○**委員長** ほかの方は、いかがですか。

○**永田公由委員** この請願はね、直接議会また行政側に対しても相当圧力になる、もし採択したとすればね。ほかの請願と違って上級官庁に出すのと違うもんだから、やはり受けて市民に対してきちんとした説明責任が果たせるようじゃなきゃいけないと思うんですよ。この中で愛好者がたくさんいるとか、ふえてるとかっていう漠然としたものでこう出されてきていて、やはり議会で請願としてきちんとしたものにしていく以上は、やはりある程度きちんとしたデータの根拠があって出されてきたもの、または署名が、何千人かの署名がつけられて出されてきたものとかっていうんだったらもう少し検討しても、検討というか、当然それは趣旨を理解してやらなきゃいけないと思うんだけど、ちょっとこれだと一体じゃあ何人市内にいるのか、じゃあ松本はこの間の中では150人くらいということだったもんですから、じゃあ塩尻市にそれを当てはめた場合にじゃあ何人かなって

いうふうに考えると、やはりちょっとまだ我々がこれについて採択していくについては、ちょっとデータの的にも不足してるし、ほかのいわゆる今まで体育館の建設があったために先送りされてる、例えば今の体育館の改修工事ですとか、それからプールの改修ですとか、総合グラウンドの施設、照明施設、また市営球場の改修等も、体育館の建設という大前提があったためにある程度抑えられてきている部分もあるもので、金子委員、鈴木委員のおっしゃられることもよく理解できるし当然請願者のおっしゃられることも、私たちも、若い皆さんがこうして請願出されてきてるから本当に理解を示してやりたいと思うんだけど、やっぱり議会の責任としてもっときちんとしたものが出されてきた時点で、もう一度検討してもいいんじゃないかなというふうに私は思います。

○**中原巳年男委員** 自分としても、松本、大町それぞれ視察して、大町なんかは本当に小さい子供さんを連れて来てる人もいたりというような光景も見られたんですが、やっぱり絶対的な競技人口がはっきりしていないっていう部分と、それから松本も大町もスポーツ店の方がかわって運営のほうが行われているというような説明があったんですが、やっぱり維持費がかからないとかいうようなことについては、確かにそんなような話ですし、あまり傷むものもないだろうというふうには思いますけども、今、場所をどの辺に設けていくのかとか、果たしてそれがどのくらい有効に使われるかっていうことを判断するには、ちょっと材料が足りないかなということで、今の段階ではちょっと判断できないというふうに思います。

○**副委員長** 私も、先ほど鈴木委員や金子委員がおっしゃった内容も十分、その気持ちはとてもわかるんですけども、やはり体協のほうにたくさんいろんな市内にある体育施設からたくさんの要望が出ているということもお聞きしてますし、それが予算の関係で順番が先送りになっている中、じゃあ議会に来て請願して若い人たちがお願いしますって言ってそれが採択されるとなると、こういう規則的なものがすべて無視されていってしまうっていうことも今後考えられると思いますし、議会としてこれを受けて採択しましょうっていうには、ちょっとどうなのかなという心配があります。

○**金子勝寿委員** いろいろ材料が足りないというところはね、皆さんの御指摘、それは正しいと思うんですね。ただ、請願としてこれはもう憲法に書かれた権利で出されています。議会として、多分きょういらいっしやいますけど、部長さんたち、ほかの体育施設の要望もたくさんあるというバランスを見るという点も全く正しいと。じゃあ委員会としてね、もちろん行政側の優先順位があると思うんですね。その辺、これ一つきっかけとしてね、例えば、ここはたまたま請願というルールを使って出してきたということについて、これは権利ですからもちろん尊重しなければいけないです。ただし、ほかの団体や市内の要望もたくさんあるよっていうのも、それも全く正しいと思います。少し委員会としてね、今回材料がないっていうのは確かにまだわからない。だったら、少し市内のそういった施設の、いわゆる順番、あり方について行政側でどういうことを考えているかってことを、少し委員会で議論する場を問う。ちゃんと1回、2回、いわゆる例えば体育館は今後先延ばしになったからどういう施設の手入れをしていく、小坂田公園はどうするか、それから先ほどあったプールの話もありました。中央スポーツ公園もある。そういう話を少し聞いた上で、逆に判断したほうが、より請願者たちにも説明ができるんじゃないか。また委員会として今までそういうことやってこなかったですから、ちょっと請願とからめざるをえない状況になったので、その辺少しあわせて、もしこんなこと変、ちょっと提案したいんだけど。場合によっては、この定例会でこの請願の結論を出さなくても、そういうこととあわせてみた中でやっぱりどうだねって話をすることが、今後の議会としては必要じゃないかなと思いますけど、ちょっと提案です。

きょう私、採決、正直今お話を聞いても、まだするだけの材料がそろってないのかなと個人的に思ったので、その辺の横のバランスを見て、まさにおっしゃったとおり、それからやっぱりこれは何番目だなんていうのを、私たちの委員会で少し方向づけして、今は採択する、しない、もしくは趣旨採択とかいろいろありますので、そういう結論の出し方のほうがいいのではないかな。今材料が、判断する材料を、委員会として視察に2カ所行っただけで、ほかの順番がわからないからっていうので結論を出すと、なんか納得できないかもしれない。もし横をもっとバランス見なきゃいけないというんだったら、きちんと見て、見る、とりあえずここで行政側から説明を受けるぐらいはして、それから判断してもいいのではないかなと思います。

○**委員長** 今の金子委員の意見に対して、皆さんいかがですかね。要望とか、結論の出し方とかいろいろルールがまだ決まっていないですし、行政側の考え方、あり方もまだ確認が当委員会としてできていないので、その考えをまず聞いてから。

○**金子勝寿委員** 自治法にある委員会には、調査権がきちんと付されています。横のね。これきっかけだと思うんですよ、体育施設、いろんな順番は行政と議会で何となくあうんの呼吸で、議員が口聞いたりをしてすんなりしてくる部分を、少し行政としてこの実施計画とかあるわけですからね、その辺、明らかにできる部分はしてもらった中で、議会として調査をして。視察は行ってきました、じゃあ塩尻市の現状を調査して、この請願もどの辺かなという話をしたほうが、私たち自身、議会としても今後の活動として、いわゆる提案していく議会というのが求められてる中で、委員会としてそういう調査をした上で判断しても遅くはないのではないかなと思います。が、いかがでしょうか。

○**副委員長** 私は、先ほどの意見がちゃんと伝えられなかったのかもしれない。ルールが守られないというのは、前回の議会報告会の時もそうだったんですけど、区の要望を区長経由で行政に伝えてっていうのを議会報告会で言って、すぐそれを、じゃあやりましょうっていうふうに動いてしまうのであれば、その経路というか順序が守られなくなってくるという意味で、例えば体育施設でしたら、スポーツする団体が体協に所属をしていて、体協の中で調整が図られているんだけど、そこには現在はどうなれたか報告がないのでわからないのですが、請願出された時にはまだ体協のほうにも加入していなくて、直接議会のほうにつくってくださいというふうにお話があって、そういったあたりのルールが崩れる心配があるかなと思っています。

全くこの3カ月間何もしなかったわけではなくて、議会としても視察へ行きましたし、私個人としても、もちろん何かの形で請願を出された方たちの希望がかなえばと思って、全国にある施設とかを、直接伺うことはできなかったのですが、いろんなところを調べたり、それからそれぞれで個々で活動されてるような団体さんのことを調べたんですけども、やはり最初は自分たちで空き家というか、空き倉庫になってるようなところの倉庫を借りて、自分たちでジャンプ台みたいな備品をつくりながら、そういうところで活動をしてっていうところからずっと始めたりされてる部分があるので、やりたいんだけどやるところがないからってというのは、やっぱり押してくる力がちょっと弱いように感じているのが正直なところですよ。

○**金子勝寿委員** ちょっと若干ルールの話になってしまうと、これも請願からは離れてしまうんですが、二元代表制で体育協会の中でのルール、いわゆる決め方がどうなのかってことはクローズですよ。体育協会の中でどういう形で物事が進められてくるか、ほかの市民はわかりません、正直言って。また、行政側はもちろん窓口ですが、議会はそれとは別として独立してある機関です。そこに来た請願の、もしくは今までのルール、いわゆる

行政側に物を言っていけばいいというルールが崩れてしまうという理由で、この請願の思いとかを今、副委員長がおっしゃるのはちょっとそれは筋違いだと思います、それは、私は正直申し上げて。現在の自治法のルール上。

それともう1つ、この彼らの思いだけで申し上げるんじゃないで、いわゆる最初に自分たちでやればいいのかという御意見もあると思います。それは借りてね、倉庫借りてやればいいし、そんなの。でも、いわゆるこれが彼らの主張はそうではなくて、これはいずれ公共的に青少年たちが健全にやっていく、いわゆる人に迷惑をかけない場所でやるためにも必要だしという部分での公共性というのをおっしゃっているんであって、自分たちだけでやるのであれば、それは自分たちでやればいい、それは逆に行政がやることじゃないかもしれないけど、彼らは公共性があるという主張をなさってるので、それを副委員長がおっしゃるとおり、それは自分たちでやってよと、それでもっとたくさんふえてきたら、言うことを聞いてつくってあげますよっていう手順を、そこは私は理解するけど、それは自分たちでやってからだよっていうのは、ちょっと違うのかなと。公園とかは、今までほかの市にあって、たくさんあると、塩尻市にもあったらいいなというところで来てるので、その辺はぜひ御理解いただきながら進めたいと思います。

○委員長 ほかの方、いかがですか。

○鈴木明子委員 この請願の問題はね、例えば請願者がまだ体協にも入ってないんじゃないかとかっていうのは、それはちょっと変な議論だと思います。体協に入ってる、スケートボード場をつくるっていう道を選びなさいって言うように聞こえるんだけど、今も言うてるように、その道が請願者の意図していることと違う場合はあるわけで、体協に入らなければね、そういう窓口は閉ざされてしまうっていうことはないと思うので、こういう請願を出してくるっていうやり方もあることは、議会として受けとめていく必要があると思うので、体協っていうのはそういう調整をする場所っていうふうに聞こえますけども、必ずしもそういう場所ではなくて、私は、体協は体協としてスポーツを発展させるために必要なことをやっていく団体だっていうふうに思っていて、その中に各種の要望とかも出てくることはもちろんあると思いますが、体協が特別待遇になるというようなことはないっていうふうに思いますので、やはりそれぞれのスポーツ愛好者がそれぞれの立場で、どういうふうに運用しようかということの中で、こういう請願という形をとられたっていうことについては、議会として受けとめて、それに対して意思を示していけばいいというだけのことだというふうに思います。

○森川雄三委員 いずれにしてもね、それぞれ個々の意見というものはそれぞれあるんでね、それを一つ一つこの意見がどうだの、ああだのなんていう議論は、ここでおれはすべきじゃないと思う。要は、出されたものに対してですね、私ども委員会でどういうふうにするかということとをここで決めりゃいいことだと思いますんで。今、趣旨採択という御意見が出たんだから、まずその点からですね、採決をしていただいてですね、それで進めるべきだと思います。

○永田公由委員 先ほども言ったようにね、やっぱり2,000万円からの市の単費を出してつくるっていうことになれば、これは私たちの責任が非常に重いわけですよ、請願を受けるについて。やはりもう少しこの請願された皆さんが自分たちで、愛好者が実数で本当は何人いるんだとか、これからどうしてもこういったものが必要だし、必要性についてもきちんと示してもらいたいし、まず何人どの程度の方たちがいるかっていうことを自分たちである程度調査をして、実際これだけいますよっていうようなことでね、やっぱり示してもらわないと。ただ請願出されたから、それをじゃあ採択して税金2,000万円使ってつくるっていうね、それはちょっと、

なかなか厳しいところだよね。今ここでやるということはね。当然、この請願出されてるんだから、担当課であるスポーツ振興課なんかでね、一緒に相談してもらって、この出された皆さんが、やはりある程度施設、例えば市内だったらこういうところにいいところがありますから、ぜひこの辺をお願いしますとか、愛好者これだけいますとか、小中学校で子供たち何人くらいやっていますとか、そういったもうちょっと基礎的なデータを示してもらえればまだね、何とか議論をしてってもいいと思うんだけど、ちょっと資料的に私は不足じゃないかなというふうに、議会として結論を出すっていうには。

○委員長 今、趣旨採択っていうような意見も出てますので、ここでその件に関して、するかしないかを諮りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○永田公由委員 私は、もう1回継続にしてください。

○金子勝寿委員 もう1回継続でいいんじゃない。

○委員長 継続ですか。

○永田公由委員 例えばこれ、1年継続したっていいんだし。

○中原巳年男委員 継続3人ですけど。

○森川雄三委員 継続なら継続を先に。

○委員長 今、継続と趣旨採択と両方の意見が出されていますので。

〔「継続を先に」の声あり〕

○委員長 継続から先に行います。審査の中で継続審査の意見が出されましたが、継続審査とするかを諮ります。請願平成24年3月第1号につきまして、継続審査とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔挙手半数〕

○委員長 ありがとうございます。同数ですね。同数でありますので、挙手同数なので、念のため反対、継続に反対の方の委員の挙手を願います。

〔挙手半数〕

○委員長 ありがとうございます。

今、可否同数でありますので、委員会条例第16条第1項の規定によりまして、委員長の決するところに採決をしたいと思います。請願平成24年3月第1号につきましては、継続審査とすべきものと決しました。

---

#### 請願6月第1号 「義務教育国庫負担制度」の堅持に関する請願の審査

○委員長 それでは、次に移ります。請願6月第1号「義務教育国庫負担制度」の堅持に関する請願の審査を行います。この件につきましては事前に文書表が配布されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 今回は、紹介議員は、例年どおりの内容ということでありましたので、紹介議員からは説明に出席していただくことをしていませんので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、審査を行います。委員の皆様より御意見また質問ありましたら、お出しいただきたいと思います。

○副委員長 毎年出ていて採択はされているようなんですが、私初めてなんで質問させてください。請願者の7団体連絡協議会っていう7団体がどういう団体なのかと、要旨のところ、上から9行目に平成17年度には、つ

ていうところの、2分の1から3分の1に引き下げることとしましたっていう、この辺の詳細を教えてください。

○**委員長** それでは、平成17年当時の背景ですかね、その時の状況わかりましたら、お願いします。

○**教育総務課長** 平成17年度当時につきましては、これは小泉内閣の三位一体改革の時期でございます。義務教育費国庫負担金制度につきまして、主に市町村教職員の給与費でありますけども、これを今まで2分の1負担していたものが3分の1に引き下げるといふ、そういう国庫負担金制度の改革がなされた一方ですね、税源移譲、譲与所得税、所得譲与税ですが、等の税源移譲、これを国から地方に、それから地方交付税の改革というものが三位一体改革の内容でございます。ただ、税源移譲といいましても、大都市に厚く地方都市に薄くというような状況もございますし、一般財源化されたことに伴いまして、幾ら来ているのか見えにくいというような批判もございまして、3分の1から2分の1への改革につきましては、全国知事会あるいは市長会等、引き上げについては要望を継続して続けているところでございます。

○**永田公由委員** 7団体、教育7団体について。

○**委員長** 事務局でわかりますか、7団体。

○**議会事務局議事調査係長** 7団体につきましては、松本市、塩尻市、東筑摩郡内のまず教育委員会、PTA連合会、小学校校長会、中学校校長会、教育会、校長教頭組合、教職員組合、以上7団体であります。

○**副委員長** ありがとうございます。

○**委員長** いいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** なしというか。

○**中原巳年男委員** 採択でいいと思います。

○**委員長** よろしいですか。ただいま採択という意見が出されていますが、当委員会の審査結果は、採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、請願平成24年6月第1号につきましては、全員一致をもちまして採択することに決しました。なお、意見書の提出が求められているものでありますので、採択に伴い意見書を提出したいと思いますが、意見書の案文につきまして御意見ありますでしょうか。

〔「正副委員長一任」の声あり〕

○**委員長** 正副委員長一任ということで御意見いただきましたので、そのようにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、ここですべての議案につきまして審査を終了することとなりますが、その他、特に御意見、御質問ありますでしょうか。

○**金子勝寿委員** 先ほど体育施設のね、いろいろ順番とかそういうので、請願たまたま出て来たから今回議論になりましたけど、プールや体育館や、あと確かに市内に老朽化している施設いろいろあるんで、これ申し入れでまたあれですが、いわゆる福祉教育委員会として、今後、市内の体育施設のいわゆる修繕の順番とかですね、そういうのを行政側に説明を求めるような協議会等をもし開けたらお願いをしたいということで、正副委員長で御検討をお願いします。申し入れです。

○委員長 はい。ほかにございますか。

○副委員長 先日の丘中学校の件なんですが、あれから、御説明いただいてから3週間ほどたっていますので、その後の経過を御報告願いたいと思います。

○教育長 いろいろ御心配をおかけしておりますが、その後経過につきましては県に報告をいたしました。県のほうからはまだ、それについての結果は聞いておりませんが、特にその後の取り組みとして行っているものについて御理解いただいき、また我々教育委員会としても、また学校としても取り組んでおりますので、御理解いただければありがたいと思います。

1つには、学校でアンケートをしておりまして、全生徒へのアンケートでございますが。それから職員へのアンケート、いわゆる自己評価を含め自分たちがしてきたことについて、至らない点はなかったのか、あったとすればどのようにしていけばいいかということでございます。それから保護者へのアンケート、これは予定をしております。

また、次にカウンセラーの利用でございます。全生徒へのスクリーニング、それから、その中で再度カウンセリングを望む生徒には行っております。

それから、職員を対象にした研修、これが一番かと思いますが、私も特に授業への支援を行いながらの、指導者をつけての県、市からの指導者をつけての研修、いわゆる授業支援をしております。改善の傾向が出ていくというふうに思います。また、全職員に向けての研修、それから、あわせて生徒への指導をどのようにしていくかっていうことの研修、あるいは生徒自身の人権モラル教育。特に市の教育委員会の指導主事を派遣して、今回の事例をまさにそのまま使ったワークショップを行い、問題点、さらに改善していくべき点はどこかということを、ワークショップの中で研修を進めております。随時連絡を取りながら進めておりますし、また県へもこのようなことは報告して進めております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 それでは、市長部局。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○福祉事業部長 それでは、市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。議会閉会中につきましても、福祉教育、生涯学習行政及び市民交流センターの事項に関しましては、継続して審議くださるようお願いいたします。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありましたが、これにつきまして御異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。また当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、理事者からあいさつがあればお願いいたします。

---

**理事者あいさつ**

○**副市長** お忙しい中、熱心に御議論いただきましてありがとうございました。すべての議案を原案どおりお認めいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

○**委員長** 以上をもちまして6月定例会福祉教育委員会を閉会いたします。なお、本日予定しておりました懇親会は、事情により中止といたしますのでよろしくお願いいたします。

午前11時45分 閉会

平成24年6月13日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長      山口    恵子      印